

官民連携による三州足助屋敷活性化支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月  
豊田市

## 1 業務の目的

三州足助屋敷（以下「足助屋敷」という。）が開館以来受け継いできた「山村の暮らしと手仕事の継承」という理念を大切にしながら、社会環境や観光ニーズの変化を踏まえた新たな魅力と将来像を再構築する。足助屋敷の指定管理者である三州足助公社職員（以下、「公社職員」という。）・職人・民間事業者との対話と共働を通じて、足助屋敷を起点に香嵐渓及び足助地域が有する本質的な価値や魅力を見つめ直し、地域資源の新たな活用や発信につなげることで、公民連携による持続可能な地域活性化と交流・関係人口の創出を目指す。

## 2 契約の概要

足助屋敷は、開館以来、「山村の暮らしと手仕事の継承」を理念として地域文化の保存・継承に取り組んできた。一方で、提供する体験メニューは大きな変更もなく、この10年で入館者数が2割以上減少している（参考資料1、2参照）。社会環境や観光ニーズの変化、来訪者層の多様化が進む中、施設の価値や役割を改めて見つめ直し、将来に向けた持続可能な運営につなげていくことが求められている。

本事業では、足助屋敷の歴史や文化的価値を大切にしながら、公社職員や職人、地域関係者、民間事業者との対話を重ね、市場動向や利用実態等の客観的な情報も活用しながら、足助屋敷及び足助地域の新たな可能性を検討する。

また、多様な関係者によるワーキンググループを設置し、施設運営や地域連携に関する課題の共有や意見交換を行いながら、足助屋敷が将来的に主体的かつ継続的に魅力向上や課題解決に取り組める体制づくりを支援する。

本事業を通じて、足助屋敷の価値や今後の方向性について関係者間の共通理解を深めるとともに、次年度以降の実践につながる取組や推進体制の構築を図り、官民連携による持続可能な地域活性化の実現を目指す。

なお、本契約の業務の内容は、別紙1「業務委託仕様書（案）」のとおりである。

## 3 提案限度額

7, 300, 000円（消費税込み）

## 4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- （1） 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。ただし、当該資格を有しない場合は、下記書類を提出すること。

|   |                    |                                    |
|---|--------------------|------------------------------------|
| ア | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 法務局で発行                             |
| イ | 納税証明書（国税）          | 「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）    |
| ウ | 納税証明書（愛知県税）        | 「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自 |

|   |             |               |
|---|-------------|---------------|
|   |             | 動車税種別割」の納税証明書 |
| 工 | 納税証明書（豊田市税） | 証明の種類は「完納照明」  |

※イ～工は、未納の税額がないことを証明すること。ウ及び工は、豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。公告日において、発行日より３か月以内のものとする。

- （２） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。
- （３） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （４） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （５） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （６） このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- （７） 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和３年４月以降、「官民連携による観光施設再生に関する計画、事務局運営又は調査業務」について、官公庁（国、地方公共団体、公社または独立行政法人に限る）が発注した案件を元請として受託し、１件当たりの契約金額（税込）が４００万円以上である業務を履行した実績を有する者であること。

## ５ 選考日程

### （１） 全体スケジュール

|      |          |                                     |
|------|----------|-------------------------------------|
| 令和８年 | ９月１４日（月） | 業者選定審査会による方式の決定                     |
|      | ９月１５日（火） | 事業実施の公告及び公表並びに公募の開始<br>業務説明資料等の交付開始 |
|      | ９月２８日（月） | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限                  |
|      | ９月２９日（火） | 参加資格確認通知書の送付                        |
| １０月  | ２日（金）    | 質問の回答期限                             |
| １０月  | ９日（金）    | 提案書等の提出期限                           |
| １０月  | １４日（水）   | ヒアリング実施及び選考委員会開催                    |
| １０月  | １５日（水）   | 選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始            |
| １１月  | ２日（月） 予定 | 業者選定審査会による業者の決定                     |

11月11日（水）予定 見積徴取

11月19日（木）予定 契約締結

（2）事業説明資料等の交付

ア 交付日 令和8年9月15日（火）

イ 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

（3）参加表明書の提出及び参加資格の確認

ア 提出期限 令和8年9月28日（月）午後5時まで

イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

エ 提出書類 （ア）参加表明書（様式1）

（イ）業務実績（様式2）及び業務実績を証明する書類（契約書や仕様書等の写し）

（4）参加資格確認結果の通知

ア 通知期限 令和8年9月29日（火）まで

イ 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う

（5）質問受付及び回答

ア 受付期限 令和8年9月28日（月）午後5時まで

イ 受付方法 メール（提出期限必着）

ウ 提出書類 質問書（様式3）

エ 回答 令和8年10月2日（金）までに参加者へメールにて行う

（6）提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで

イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

エ 提出書類 以下の書類を提出すること。

（ア）参加申請書（様式4）（1部）

（イ）業務担当責任者等の実績（様式5）（1部）

（ウ）提案書（様式6）（10部）

・表紙や目次のほか本文中等に、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。

・A4サイズ片面6枚以内とすること。

・以下の内容を記載すること。

i.業務内容等（業務体制、実施方針、現状分析と課題整理、官民連携

による推進体制づくり、創業理念を踏まえた将来価値の再定義及び実践方策の整理の提案)

ii. 工程計画

iii. 業務の工夫

(工) 見積書及び積算内訳書 (1 部)

オ その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までにその旨を文書 (様式自由) に記載し、持参、郵送又はメール (提出期限必着) により提出すること。

## 6 審査・選定

### (1) ヒアリング及び選考委員会

ア 開催日時 令和8年10月14日 (水) 午後1時から午後5時までのうち指定する25分間 (時間は、対象者に後日連絡する。)

イ 開催場所 豊田市役所 足助支所2階 第2会議室

ウ その他 ・提出された提案書等に基づき1社25分 (説明10分、質疑応答15分) のヒアリングを行う。なお、説明は業務担当責任者又は業務担当者が行うこと。

・出席者数は、4名以内とする。なお、原則、業務担当責任者及び業務担当者を参加者に含めることとする。参加ができない場合は、業務経歴や実績などに関する質疑に回答できるようにしておくこと。

・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

### (2) 選考委員

委員長 地域活躍部 専門監 古澤 彰朗

委員 三州足助公社 代表取締役 岡村 達司

足助観光協会 会長 田口 敏男

足助支所 支所長 杉浦 智文

シティプロモーション課 課長 山内 康資

## 7 評価基準

### (1) 評価基準

下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、最低基準点256点以上の者とする。詳細は、別紙2「評価基準」のとおり。

評価点 (500点)

= ア (業務経歴 (90点)) + イ (業務実施計画等 (72点) × 5人) + ウ (価格 (50点))

ア 業務経歴等（９０点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（３０点）
- (イ) 業務担当責任者等の業務実績（５０点）
- (ウ) 業務担当体制（１０点）

イ 業務実施計画等（７２点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（８点）
- (イ) 本業務についての提案・意見 民連携による推進体制づくり（３６点）
- (ウ) 本業務についての提案・意見 創業理念を踏まえた将来価値の再定義及び実践方策の整理（２４点）
- (エ) 工程計画（４点）

ウ 価格（５０点）【事務局評価】

価格点は、総合点５００点満点のうち５０点を満点とし、以下の式によって算出する。  
なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(２) その他

- ・最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうちイ（イ）、（ウ）の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- ・提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

８ その他

- (１) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (２) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (３) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (４) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (５) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (６) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (７) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において

公表する。

- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度官民連携による三州足助屋敷活性化実践方策に基づく伴走支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

## 9 問合せ先

豊田市 地域活躍部 足助支所 地域振興担当 内山、加藤

住所 〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2

電話 (0565) 62-0601

Eメール asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(1) 資本関係</b></p>                        | <p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p><b>(2) 人的関係</b></p>                        | <p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> |
| <p><b>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b></p> | <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

参考資料 1

三州足助屋敷入館者数

(人)

| 年度  | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月    | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 計      |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| H28 | 1,561 | 5,021 | 1,214 | 2,244 | 3,595 | 2,746 | 5,509 | 21,716 | 3,332 | 1,685 | 1,604 | 2,391 | 52,618 |
| H29 | 1,548 | 4,300 | 1,284 | 2,246 | 3,246 | 3,734 | 4,454 | 24,045 | 3,376 | 1,643 | 2,098 | 3,392 | 55,366 |
| H30 | 2,389 | 3,719 | 1,489 | 1,323 | 2,843 | 3,290 | 6,106 | 22,011 | 3,770 | 1,931 | 1,745 | 2,576 | 53,192 |
| R1  | 1,877 | 3,663 | 2,342 | 1,477 | 3,153 | 3,273 | 4,663 | 19,786 | 3,752 | 1,802 | 1,382 | 1,908 | 49,078 |
| R2  | 284   | 647   | 1,175 | 995   | 2,902 | 2,262 | 5,217 | 15,627 | 2,502 | 917   | 1,527 | 1,527 | 35,582 |
| R3  | 1,544 | 2,806 | 976   | 1,563 | 2,405 | 1,886 | 6,029 | 18,324 | 3,892 | 1,221 | 1,028 | 2,752 | 44,426 |
| R4  | 1,812 | 3,240 | 1,435 | 1,292 | 2,691 | 2,184 | 5,913 | 16,712 | 3,221 | 1,542 | 1,225 | 2,113 | 43,380 |
| R5  | 1,734 | 3,575 | 1,279 | 2,570 | 2,416 | 3,142 | 5,374 | 18,232 | 3,531 | 1,369 | 1,575 | 1,687 | 46,484 |
| R6  | 2,174 | 3,053 | 1,331 | 2,169 | 1,924 | 2,334 | 3,547 | 15,673 | 4,994 | 1,375 | 1,209 | 1,807 | 41,590 |
| R7  | 2,435 | 3,562 | 1,427 | 2,680 | 2,642 | 2,101 | 2,929 | 15,695 | 3,263 | 1,224 | 2,115 | 1,612 | 41,685 |

三州足助屋敷体験メニュー及び体験者数

(人)

| メニュー | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 機織り  | 未集計   | 未集計   | 未集計   | 1,800 | 1,668 |
| 藍染め  | 1,188 | 1,566 | 1,719 | 1,391 | 1,752 |
| 籠屋   | 1,176 | 1,137 | 1,192 | 888   | 784   |
| 藁細工  | 36    | 32    | 38    | 29    | 36    |
| 竹細工  | 1,700 | 1,638 | 1,702 | 1,416 | 1,374 |
| 木地屋  | 432   | 445   | 491   | 450   | 591   |
| 炭焼き  | 47    | 180   | 118   | 165   | 114   |
| 五平餅  | 未集計   | 未集計   | 未集計   | 未集計   | 472   |
| 鍛冶屋  | 未集計   | 未集計   | 未集計   | 未集計   | 672   |
| 紙漉き  | 360   | —     | —     | —     | —     |

※紙漉きは、R4以降未実施

2026年度

あすけやしき

## 足助屋敷 手しごと体験

|                                                                                                                                                                                                                                                                        |                               |                                                                                                       |                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売店<br>(館外)                                                                                                                                                                                                                                                             | はたお<br><b>機織り</b>             | 竹ひごコースター 3枚 1,650円 (定員 15名 30分)<br>竹ひごテーブルセンター 3,000円 (定員 3名 60分)<br>糸織りテーブルセンター 3,000円～ (定員 3名 60分～) | 当日可 (予約優先)                                      |
| 工人館                                                                                                                                                                                                                                                                    | あいぞ<br><b>藍染め</b><br>エプロン持参   | ハンカチ 大 1,300円 (定員 10名 30分～)<br>小 1,000円 (定員 10名 30分～)<br>ショール 3,000円 (定員 8名 30分～)                     | 当日可 (予約優先)                                      |
| 籠屋                                                                                                                                                                                                                                                                     | かごや<br><b>籠屋</b>              | ゆびわ 700円 (定員 4名 20分)<br>風車 700円 (定員 5名 30分)<br>-----<br>なべしき 3,000円 (定員 4名 90分)                       | 当日可 (予約優先)<br>3日前までの予約                          |
| 母屋                                                                                                                                                                                                                                                                     | わらざいく<br><b>藁細工</b>           | わらじ 4,000円 (定員 2名)<br>わらぞうり 4,000円 (定員 2名)<br>布ぞうり 4,000円 (定員 2名)                                     | 3日前までの予約<br>※当日は、午前9時～10時に開始<br>所要時間6時間(食事休憩含む) |
| 土蔵                                                                                                                                                                                                                                                                     | たけざいく<br><b>竹細工</b>           | 竹とんぼ 600円 (定員 10名 20分)<br>ぶんぶんゴマ 600円 (定員 5名 20分)                                                     | 当日可 (予約優先)                                      |
| 木地屋                                                                                                                                                                                                                                                                    | きじや<br><b>木地屋</b>             | こま<br>独楽の絵付け 600円 (定員 5名 30分～)                                                                        | 当日可 (予約優先)                                      |
| 炭焼き                                                                                                                                                                                                                                                                    | すみや<br><b>炭焼き</b>             | まき<br>薪割り 500円 (定員 1名 15分)<br>ブリキ缶で炭作り 2,000円 (定員 3名 45分～)                                            | 日曜のみ (予約優先)<br>予約の場合は平日土曜も可                     |
| 検茶屋<br>(館外)                                                                                                                                                                                                                                                            | ごへいもち<br><b>五平餅</b><br>エプロン持参 | 五平餅作り 1人 600円 (定員 30名 45分)<br>※5人以上のグループから受付<br>※土曜、日曜、祝日の11:00～14:00は不可                              | 3日前までの予約                                        |
| <div>かじや<br/><b>鍛冶屋</b></div> <div> 五寸クギでペーパーナイフ作り(皮のケース付) 2,500円 (定員 5名 40分)<br/> オリジナルナイフ(皮のケース付) 18,000円 (定員 2名 180分)<br/> 包丁作り ※包丁火造り<sup>たんぞう</sup>鍛造工程のみの体験 18,000円 (定員 1名 120分)<br/> (仕上げまで1ヶ月以上) 3日前までの予約<br/> ■担当: あすけの鍛冶屋 広瀬 ■お問合せ・ご予約: 090-1834-6058 </div> |                               |                                                                                                       |                                                 |